

長期継続契約対象業務

令和5年度

業務番号 委託 第 15  
号

下田公園野球場等浄化槽保守管理業務委託

特記仕様書

おいらせ町 西後谷地 外 地内

おいらせ町

令和5年度  
委託第15号 下田公園野球場等浄化槽保守管理業務委託 特記仕様書

**1. 適用範囲**

本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書(平成30年度版)」、及び本仕様書に基づき実施するものとする。

**2. 目的**

本業務は、対象施設から排出される汚水を浄化し、放流水により公共的水域が汚染することの無いよう、浄化槽の機能を維持するものである。

**3. 業務期間**

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月 31日まで

**4. 委託場所**

下田公園野球場 (おいらせ町 西後谷地 地内)

おいらせ町民プール (おいらせ町 山崎 地内)

**5. 業務概要**

浄化槽の種類及び保守管理業務については次のとおりである。

なお、本業務には浄化槽法第11条に基づく検査費用も含めるものとする。

施設名	型式	人槽	保守点検	11条点検	汚泥引抜清掃
①下田公園野球場	合併分離接触曝気	100	6回 (4・6・8・10・12・2月)	○	1回 10月
②町民プール	固液分離型流量調整付担体流動生物ろ過	175	6回 (4・6・8・10・12・2月)	○	1回 10月

**6. 提出書類**

- ①業務着手届(業務着手後速やかに)
- ②現場担当者通知書(業務着手時)
- ③業務工程表(契約締結後14日以内)
- ④保守点検作業報告書(作業完了の都度、作業状況写真添付)
- ⑤汚泥引抜清掃作業報告書(作業完了の都度、作業状況写真添付)
- ⑥事故報告書(事故発生時)
- ⑦業務完了届(業務完了の日から5日以内)
- ⑧その他、監督職員が必要と認める書類

**7. 契約代金支払**

本業務の契約代金は各保守点検作業終了後の支払とする。

## 8. その他

### 1) 長期継続契約

ア) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

(1) ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。

(2) ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。

### 2) 疑義

本仕様書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。また、業務に関する協議等については、打合簿により行うものとする。